

乙津寺「涅槃の靈廟」規約

管理・運営について

- ① 涅槃の靈廟（以下、当靈廟）の管理・運営は、乙津寺（以下、当寺）が行います。
- ② 当靈廟に関する法要・儀式は、すべて当寺が執行します。

申込みについて

- ① ご遺骨での申込み、生前申込み共に受け付けます。
- ② 納骨・永代供養を希望する方は、当規約をご承諾の上申込用紙を提出して下さい。
- ③ 生前申込の場合は連絡人が必要です。（事情により、2名以上の連絡人を求める場合があります。）連絡人は、申込者の逝去に際し速やかに当寺に連絡していただく事が主な役割です。できるだけ身近な人を選んでください。
- ④ 本人および連絡人の住所などに移動があった場合は速やかに届け出てください。連絡人は変更することができます。
- ⑤ 国籍や宗旨・宗派を問いません。
（但し、暴力団関係者など当寺が相応しくないと判断した場合はお断りする事があります。）

納骨・永代供養・法要について

- ① 納骨は随時受け付けます。（火葬許可証または改葬許可証が必要です）
- ② 当靈廟には火葬した人骨のみ納骨できます。
- ③ 一旦納骨されたご遺骨は如何なる理由があってもお返しできません。
- ④ 毎月「月例供養会」（1月は休会）、年1回「総供養・合同納骨式」を厳修します。
- ⑤ 個別の法事やご供養については施主と相談の上お勤めします。

冥加料について

- ① 永代供養冥加料は別途定めます
- ② 一旦納入された冥加料は理由の如何を問わずお返しできません。
- ③ 当靈廟の使用権を他人に譲渡・転貸することはできません。

結縁者芳名板について

- ① 結縁者芳名板は当寺指定の材質及び大きさに限ります。

その他

- ① この規約に違背したり和を乱す行為があったと当寺が判断した場合は承認を取り消し、結縁碑芳名石板を撤去することがあります。
- ② 天変地異など不可抗力による事故や損害については当寺は責任を負いません。
- ③ ここに定めのない事柄については関係諸法規に基づき、相談の上解決します。
- ④ 本規約は予告なく変更することがあります。

以 上